

<ふるさと納税>

ふるさと納税は、「納税」という言葉がついていますが、法律上は寄附金として取り扱われます。

そのため、寄附した額が税金より控除されます。

個人の場合、確定申告が必要です。

ふるさと納税には、税制の優遇措置があり、

寄附金が住民税・所得税の控除の対象となります。

控除の対象となるのは、2,000 円以上の寄附です。

2,000 円はあくまで税金控除対象の下限であり、

寄附を受け付ける自治体によっては、受け付ける寄附金額の最低金額が別途設定されている場合もある。

※所得税の確定申告を行う必要のない給与所得者又は年金所得者で、個人住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、寄附金を支払った翌年の1月1日現在お住まいの市区町村へ、申告してください。

10,000 円寄附すると、**8,000 円が控除**となり戻ってきます。

2,000 円の負担で **10,000 円の寄附**ができることとなります。



* ふるさと納税の総合情報サイト

<http://www.citydo.com/furusato/>

* ふるさとチョイス

<http://www.furusato-tax.jp/>

* 税金の控除シミュレーション

<http://www.citydo.com/furusato/what/01.html>